

鳥取県告示第324号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月27日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社ラポール・ケア米子	いきいきヘルパーステーション灘町	米子市灘町三丁目76	平成24年4月20日	介護予防訪問介護
〃	いきいき訪問看護ステーション灘町	〃	〃	介護予防訪問看護